

▼INDEX▼

■【内部監査情報】
・令和2年度内部監査実施中です。
■【監査ニュース】
・厚労省　医学部「地域枠」を初定義
選抜は別枠方式　/卒業直後から特定の都道府県で９年以上従事　　外9件
■【連載企画】
・魁！！P 塾「源泉徴収のポイント」編
・次号以降の連載企画について（お知らせ）
■【お知らせ】
・人事異動について
■【Audit Cafe】
・意味の問い直し

表題写真：五色沼の紅葉

内 部 監 査 情 報

・令和2年度内部監査実施中です。

令和2年度の内部監査について、現在、競争的資金、標準会計及びフォローアップ監査を実施しております。今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、部局の皆様のご理解とご協力をいただきながら、研究室や非常勤職員の方々へのヒアリングは、オンラインを活用して実施させていただいております。上記ヒアリングの他、各種書面にて実施する監査項目に関しましても、臨機応変にご対応いただき、ここまで滞りなく実施することができておりますこと、感謝申し上げます。

今後、監査実施の過程で部局の皆様に確認を要する事項が生じた際は、照会させていただき、12月末までには監査室での確認作業を終了させ、その後、部局全体の監査結果概要を報告させていただく予定としておりますので、引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【内部監査計画・報告】の詳細は、コチラ↓

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/2-2index.html

監査ニュース

・厚労省　医学部「地域枠」を初定義
　　選抜は別枠方式　/卒業直後から特定の都道府県で 9 年以上従事【9/1 河北新報】
・コロナ禍の内定者支援　学費・生活費補助/端末貸与　企業「不安取り除きたい」【9/2 日刊工業新聞】
・「任期なし教員」減少　文科省　東大、京大など国内の主要 18 研究大学を雇用調査【9/3 日刊工業新聞】
・北大次期学長に宝金清博氏【9/3 河北新報】
・通信切断なら面接「打ち切り」オンライン入試　複数大学、募集要項に【9/9 朝日新聞】
・東北大、DX 推進　全学全活動対象　講義動画を収録配信【9/10 日刊工業新聞】
・大学の後期授業　8 割ネット併用　全て対面 2 割弱【9/15 河北新報】
・遠隔・対面併用の授業導入　東北大来月から　人数制限や記録管理【9/19 朝日新聞】
・初の共通テスト出願開始　異例の大学入試手探り
　　オンラインで選抜/受験生に焦り【9/29 日本経済新聞】
・外国からの資金協力　科研費にも開示義務　経済安保で厳格化【9/29 日本経済新聞】



連載企画



大学の中で行き場のなくなった不良職員たちを集め、過激なスパルタ教育を施すＰ塾。
不良職員たちを更生させるため、毎回、Ｐ塾長が大学業務の真髄を叩き込む。
第９回となる今回は、「源泉徴収のポイント」です。



P 塾長

わしが P 塾塾長、P であ～る！
さて、今日も迷える子羊たちの疑問に答えていこうと思うのだが、何か悩みはあるかな？

塾長、「源泉徴収」について教えてください。
前例に倣ってなんとか処理しているものの、どういうときに源泉徴収が必要なのかきちんと理解できていないんです。



不良職員



P 塾長

よし、わかった！
内部監査や会計監査人監査でも源泉徴収は重視されているから、気を付けるべき源泉徴収のポイントについて説明していくぞ！！

源泉徴収とは、給与や賞与、退職手当、報酬・料金などの所得税法に定める特定の所得に対し、支払者がその支払金額から所得税等を差し引く方法により徴収し、国に納付する制度ですが、特に報酬・料金を支払う際の源泉徴収には注意しなければならないポイントがいくつかあります。今回は、実際に内部監査や会計監査人監査でも見受けられた事例を踏まえ、間違えやすいポイントを 3 つご紹介したいと思います。

1.旅費のみを支払う場合も源泉徴収が必要！

例えば、他大学の研究者を本学へ招へいし、講演を行ってもらった際に、謝金と旅費を支払う場合、謝金と旅費の合計金額から源泉徴収を行う必要があります。このことは皆さんによく理解いただいているため、適切に処理されていることが多いのですが、旅費のみを支払う場合も源泉徴収が必要です。相手方との調整によって謝金の支給は行わず、旅費のみを支給することがあると思いますが、その際は十分注意してください。
（招へい者への旅費に係る 源泉徴収の取扱い手引き P3・P5 参照）

平成 29 年 9 月に行われた税務調査で指摘された事項ですので、皆さんご留意いただいていることとは思いますが、引き続き遺漏のないようよろしくお願いします。

2.居住者と非居住者では源泉徴収の対象となる報酬が異なる！

居住者の源泉徴収対象となる報酬は、「講演」「研究指導・助言」等が該当します。
しかし、非居住者の場合は、上記に加えて、「ワークショップ・シンポジウム・学会等への参加」「共同研究等の打ち合わせ・意見交換」等も対象となります。

例えば、同じ共同研究の打ち合わせに居住者と非居住者の両方を招へいした場合、居住者は源泉徴収対象外、非居住者は源泉徴収対象となります。「ワークショップ・シンポジウム・学会等への参加」「共同研究等の打ち合わせ・意見交換」の用務で招へいした場合は、居住者か非居住者かをよく確認することが大切です。

※租税条約が締結されている場合、非居住者本人の申し出があれば、租税条約適用の手続きを行うことで、日本において所得税及び復興特別所得税の免除を受けられます。
（招へい者への旅費に係る 源泉徴収の取扱い手引き P7・P10～17 参照）

【参考】居住者と非居住者の定義

区　分	定　　義
居住者	・日本国内に住所を有する個人 　　又は ・現在まで引き続いて１年以上日本国内に居所を有する個人 ※居住者は、所得が生じた場所が日本国内外を問わず、その全ての所得について課税されます。
非居住者	居住者以外の個人 具体的には、 ・日本国内に住所も居所も有していない個人 　　又は ・日本国内に居所を有している期間が、現在まで引き続いて１年に満たない個人 ※非居住者は、日本国内において生じた所得（国内源泉所得）に限って課税されます。

（招へい者への旅費に係る 源泉徴収の取扱い手引きより引用）

3.外国法人に支払う使用料等も源泉徴収の対象となる！

外国法人が国内において業務を行う者（本学）から支払いを受ける次の使用料又は対価で、その支払者（本学）の国内業務に係るものは、源泉徴収を行う必要があります。

・工業所有権等の使用料又はその譲渡による対価
・著作権、ライセンス等の使用料又はその譲渡による対価
・機械、装置及び車両等の使用料

例えば、外国法人に対してライセンス使用料を支払う際に、原則として源泉徴収が必要になりますが、相手方の請求書に源泉徴収税額が明記されていない場合、うっかり源泉徴収を忘れてしまうことがあるかもしれませんので、注意が必要です。「著作権、ライセンス等の使用料」は本学でも該当件数が多いので、このようなケースの支払いの際は源泉徴収が必要かどうか確認をお願いします。

※外国法人の居住地国と日本との間で租税条約が締結されている場合、外国法人の希望があれば租税条約適用の手続きを行うことで、日本において源泉徴収される所得税が軽減又は免除されますので、支払前に相手方へ確認しておくとよいでしょう。

（購買業務マニュアル　P20～21参照）



P塾長

今回はこの辺でおしまいじゃ！
特に大事なポイントにしぼって説明したぞ！これで監査も安心じゃな。
また悩みがあったらどんどん相談してくれ。
それでは、さらば！

このコーナーでは、皆様からの疑問・質問をお待ちしています。
日頃の業務の中でのちょっとした疑問（なんでこんな作業が必要なのだろう）や、
いまさら上司や先輩に聞けないけれど、実はよく理解できていないことなど、
いただいたご質問には出来る限り誠意をもってお答えします！
ご質問は、メール、ファックス、お手紙で！（匿名でも大丈夫です）

次号以降の連載企画について（お知らせ）

これまで、原則、毎号掲載しておりました連載企画について、
質の維持・向上を図るため次号より隔号掲載といたします。
連載企画休載号では、さらに充実した内容の監査情報をお送りする予定です。
連載企画では引き続き皆様からの疑問や質問・ご意見をお待ちしておりますので、
今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



お 知 ら せ

・人事異動について

令和2年10月1日付けの人事異動の発令がありました。監査室に関係するものとしては、次のとおりです。

監査スタッフ（係員）　武　田　奈　緒
（旧職名：工学部・工学研究科　機械・知能系会計担当）

瀧　澤　洋　子　監査スタッフ（係員）　⇒　教育・学生支援部留学生課国際交流サポート室

また、次のとおり令和2年10月1日に採用となりました。

監査スタッフ（係員）　早　坂　和　子

新体制となった監査室を、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

Audit Cafe

毎月、監査室のスタッフが交代で「つぶやく」このコーナー！
今回のつぶやきは、「意味の問い直し」と言うお題のようです。
いったいどんな話になることやら・・・。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、大学における諸活動から日常生活に至るまで、オンラインを活用した取り組みが行われています。当室が実施する監査等も、部局の皆様のご理解とご協力をいただきながら、オンラインを活用して実施しているところです。

情報通信技術の進展、情報システム基盤の整備等により、世界的な感染症の広がりという危機状況の中にあっても、「これまで対面で行ってきたことの代替が図られ、機能の活用によっては、今までよりも良い状況が実現されている」といった声がある一方、「オンラインでは制約が多く、従来の対面の方が良い」といった声も上がっています。

感染防止対策をとりながら、学内外において対面による活動も感染状況の変化を見極めながら、段階的に再開されてきています。今般の、世界的な感染症の広がりの中、**諸活動がオンラインを活用して実施されたことにより、これまで物理的空間における対面実施が、無意識的に自明のものとされていたことが、相対化されたように思います。**

新型コロナウイルス感染症は、引き続き予断を許さない状況が続くことと推察しますが、従前の対面実施によるものと、この間のオンライン実施によるものの、それぞれの利点や課題等の見定めに止まらず、**実施する事柄そのものの意味の問い直し**が、より良い次へと繋がっていくのではないかと思う、今日この頃です。

（監査室　深沢）

最後までお読みいただきまして誠にありがとうございました。
引き続き、「おうでぃっとめーる」をどうぞよろしくお願い申し上げます。
バックナンバーは、監査室 WEB ページをご覧ください。

◆その他、各種お問い合わせは…

【電話でのお問い合わせ】
東北大学監査室
022-217-4874（監査室長：石垣）
022-217-5680，4880（菅野、小原、深沢、武田、早坂）

【メールでのお問い合わせ】
東北大学監査室
kansa@grp.tohoku.ac.jp

メールマガジンの一部または全部を無断転載することを禁止します。
© 2010 Audit Office Tohoku University